

財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成27年度決算における財政健全化判断比率（4指標）と資金不足比率についてお知らせします。

なお、それぞれの指標には財政の健全性を判断するための基準が設けられており、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならないとされています。

平成27年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率および資金不足比率は、いずれの指標についても基準を下回っています。なお、各指標については、次のとおりです。

○健全化判断比率

健全化判断比率の名称	那 須 町	早期健全化基準	説 明
実質赤字比率	—	13.88%	一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。当町の実質収支は黒字で実質赤字は、発生しておらず該当ありません。
連結実質赤字比率	—	18.88%	全会計を対象とした比率です。当町の一般会計等の実質赤字額および公営企業会計の資金不足額は、いずれも発生しておらず該当ありません。
実質公債費比率	9.2% 〔9.6%〕	25.0%	一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）です。
将来負担比率	63.6% 〔74.4%〕	350.0%	一般会計等で将来的に支出することが見込まれる額から、充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

※実質公債費比率と将来負担比率の〔〕内の数値は、平成26年度の数値です。

※早期健全化基準とは、健全化判断比率がその値を超えた場合は早期健全化団体の指定を受け、早期健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により財政の健全化を図ることとなる基準です。

○資金不足比率

特別会計の名称	那 須 町	経営健全化基準	説 明
水道事業会計	—	20.0%	各特別会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。
下水道事業特別会計	—	20.0%	
観光事業特別会計	—	20.0%	
宅地造成事業特別会計	—	20.0%	

※経営健全化基準とは、資金不足比率がその値を超えた場合は経営健全化団体の指定を受け、経営健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により経営の健全化を図ることとなる基準です。

■問合せ 企画財政課財政係 ☎72-6906

那須町安全安心メール

防災・火災・停電情報等をメールで配信しています。災害等に備えるため、ぜひ登録してください。



「t-nasu@sg-m.jp」へ空メールを送信するか、右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

■問合せ 総務課総務防災係
☎72-6901

消防署からのお知らせ

○災害情報等テレフォンサービスについて

那須地区消防本部では、火災・救急救助事故等で消防車両が出場した場合には、テレフォンサービスにて電話による音声案内で災害情報を提供しています。

なお、旧黒磯那須消防組合で提供していたテレフォンサービスは消防本部統合に伴い廃止となりました。

■那須地区消防組合管内（大田原市・那須塩原市・那須町）テレフォンサービス☎0287-22-0119

また、栃木北東地区消防指令センターでは、聴覚および音声・言語障害のある方にご利用いただく、「緊急通報システムNET119」というサービスを開始しています。ご利用をご希望される方は、最寄りの消防署にご来署いただき必要事項をご記入いただければ、その場で登録ができますので、ぜひご利用ください。

■問合せ 栃木北東地区消防指令センター ☎0287-28-5111

那須消防署 ☎72-1215 湯本分署 ☎76-3200